

提案書作成要領（燃やさないごみの選別・資源化業務委託（単価））

1 台東区の考え方

（１）基本的な考え方

本業務は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を確保することを目的とし、台東区（以下「区」という。）が収集した燃やさないごみの中から埋立処分することが適さない廃棄物（水銀含有廃棄物、小型充電式電池含有廃棄物等）の選別等を行い資源化するものである。区が達成すべき目的を十分に踏まえ、提案書を作成すること。

（２）燃やさないごみの処理に係る考え方

①搬入について

- ・ 本業務に係る台東区が収集した燃やさないごみの想定搬入量は以下の通りである。
令和８年度 想定搬入量： ９６６ｔ
- ・ 水銀含有廃棄物及び小型充電式電池含有廃棄物のうち収集時に判別できるものについては、分別した上で搬入を行う。

②資源化について

- ・ 金属類、水銀含有廃棄物及び小型充電式電池含有廃棄物は残渣として扱わないこと。
- ・ 可能な限り資源化率を高めること。

③残渣の取扱いについて

- ・ 資源化できない資源化不適物（残渣）は区の費用と責任において回収する。

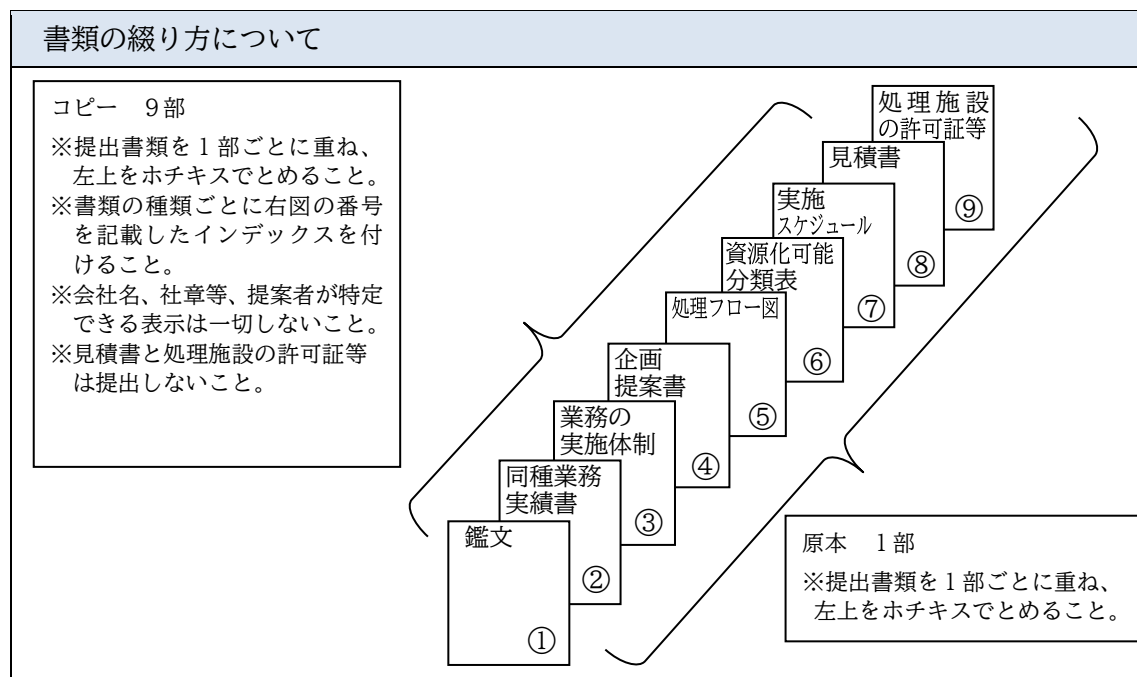
（３）燃やさないごみの組成について

燃やさないごみの組成については、別紙「燃やさないごみの構成表」を参照すること。

2 提出書類の概要

（１）共通事項

提出書類の作成にあたっての共通事項
【すべての書類に共通の事項】 ・ 特に指定がある場合を除き、日本語を用いて、日本工業規格A4判用紙を縦置きに使用し、文章は横書きとすること。 ・ 文字サイズは、10ポイント以上とする。 ・ 下記の書類について、10部（※原本1部、コピー9部）を提出すること。 ・ 提出する書類の種類ごとにインデックスを付けること。インデックスの付け方については「書類の綴り方について」を参照すること。 ・ コピーについては、見積書と処理施設の許可証等を除き提出すること。 ・ コピーには会社名、社章等、提案者が特定できる表示は一切しないこと。



(2) 鑑文（様式5）

(3) 同種業務実績書（様式6）

- ・他の自治体を対象とした過去5年間の資源化処理実績について記載すること。
- ・資源化処理実績は、相手方・実施年度・相手方から排出された燃やさないごみの量・提案事業者が資源化処理した量・主な選別品目について記載すること。

(4) 業務の実施体制（様式7）

- ・本業務に直接携わる責任者の氏名、保有資格・実績（経験年数）、雇用形態を明らかにすること。
- ・本業務に直接携わる従業者については、具体的な業務内容、人数、雇用形態を明らかにすること。

(5) 企画提案書（様式自由・様式8）

- ・「仕様書」および本書項番1「台東区の考え方」の内容を踏まえ、企画提案書を作成すること。なお、以下①～④に記載する事項は必ず記載し、併せて「処理フロー図」（様式自由）「資源化可能品目分類表」（様式8）を作成すること。

①提案事業者について

- ・企業で行っている環境への取り組みについて記載すること。

②施設の能力及び資源化処理体制

- ・受入施設の処理能力（日量及び余力等）を明記すること。なお、根拠となる資料を添付すること。
- ・資源化可能品目について明確に提示すること。また資源化可能品目ごとの処理方法、処理後の性状及び資源化率について明記すること。併せて「資源化可能品目分類表」（様式8）を作成すること。

式8)を作成すること。

- ・故障及びメンテナンス等で受入施設が使用不可能となった場合の対処法について提案すること。
- ・処理施設に係る危機管理・安全対策及び社員教育等の管理体制について記載すること。

③資源化物及び残渣の取扱い

- ・資源化について自社施設で可能な範囲と他社施設等委託する範囲を明確に示した処理の流れを「処理フロー図」(様式自由)を用いて明らかにすること。
- ・「処理フロー図」(様式自由)には品目ごとに資源化物の提供先(国内に限る)を明記すること。
- ・資源化品目ごとに資源化物が、具体的にどのように活用されるかを示すこと。
- ・資源化に伴い発生する残渣の取扱いについて提案すること。
- ・売却益の算定方法について明示すること。
- ・小型充電式電池含有廃棄物の選別・保管方法について記載すること。

(6) 実施スケジュール(自由様式)

- ・「プロポーザル評価結果書」による通知から搬入開始までのスケジュールについて作成すること。

(7) 見積書(自由様式)・・・原本のみ提出

(8) 処理施設の許可証等・・・原本のみ提出

- ・処理施設について①・②の事項を証明する許可証等を提出すること

①処理施設が自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は許可証等

②処理施設の許可証又は工場認定証等。処理施設に係る許可及び工場認定等を受けていない場合は、当該手続きに必要な申請書等。

3 第二次審査での注意事項

(1) 使用できる書類

- ・第二次審査で使用できる資料は、提出書類のみとする。(ヒアリング審査用に新たな資料の提出等は認めない。)
- ・説明者は会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。